
第2章 新制度に基づく内容と評価

第 1 節 新制度に基づく受給内容について《新制度受給者のみ》

2-1-1 新制度が適用される特定 4 災害の周知度

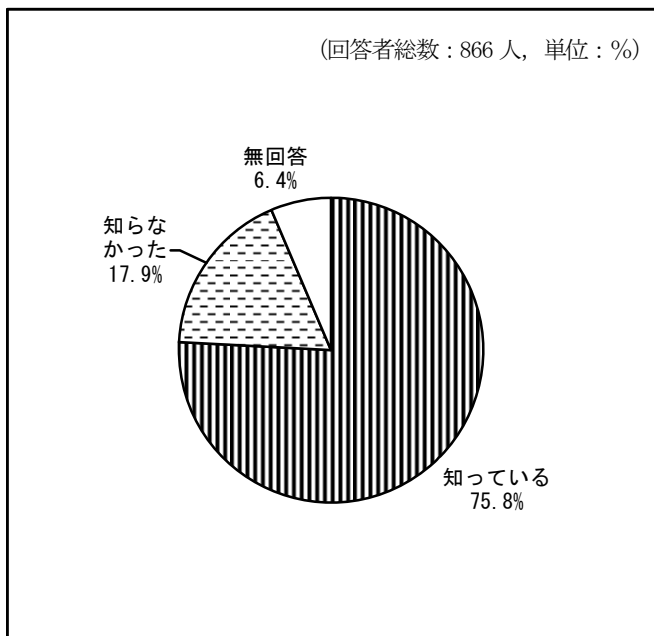
「知っている」が75.8%。

平成19年に発生した特定 4 災害※)によって被災した世帯に、新法に基づく新制度が適用されることの周知度をたずねたところ「知っている」が75.8%である。

表2-1-1 新制度が適用される
特定 4 災害の周知度(問14)

単数回答	全体
回答者総数	866 (100.0)
知っている	656 (75.8)
知らなかった	155 (17.9)
無回答	55 (6.4)

図 2-1-1 新制度が適用される特定 4 災害の周知度(問 14)



※ 平成 19 年に発生した「能登半島地震」、「新潟県中越沖地震」、「台風第 11 号及び前線による大雨災害」、「台風第 12 号災害」の特定 4 災害については、特例として平成 19 年 11 月に改正された被災者生活再建支援法（新法）に基づく申請方法が適用されることとなっている。

2-1-2 新制度の申請手続きの有無

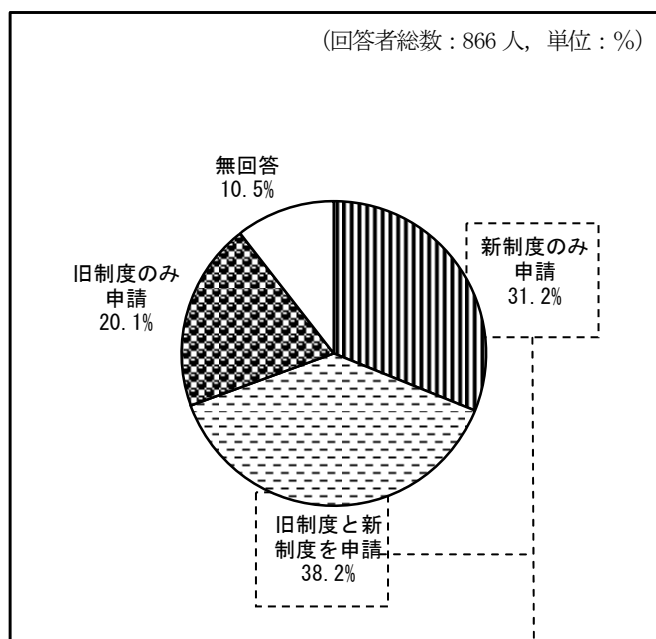
“新制度に基づく申請をした”が7割。

新制度に基づく申請手続きの有無については、「新制度のみ申請」が31.2%、「旧制度と新制度を申請」が38.2%で合わせると“新制度に基づく申請をした”が7割を占める。

表2-1-2 新制度の申請手続きの有無(問15)

単数回答	全体
回答者総数	866 (100.0)
新制度のみ申請	270 (31.2)
旧制度と新制度を申請	331 (38.2)
旧制度のみ申請	174 (20.1)
無回答	91 (10.5)

図 2-1-2 新制度の申請手続きの有無(問 15)



2-1-3 受給した支援金の種類（新制度に関して）

「基礎支援金と加算支援金」を受給が7割。

新制度の受給者に支援金の種類をたずねたところ、「基礎支援金と加算支援金」が67.2%で多くを占める。

一方、「基礎支援金のみ」は22.1%である。

表2-1-3① 受給した支援金の種類（問17）

単数回答	全体
回答者総数	692 (100.0)
基礎支援金のみ	153 (22.1)
基礎支援金と加算支援金	465 (67.2)
無回答	74 (10.7)

図 2-1-3① 受給した支援金の種類（問 17）

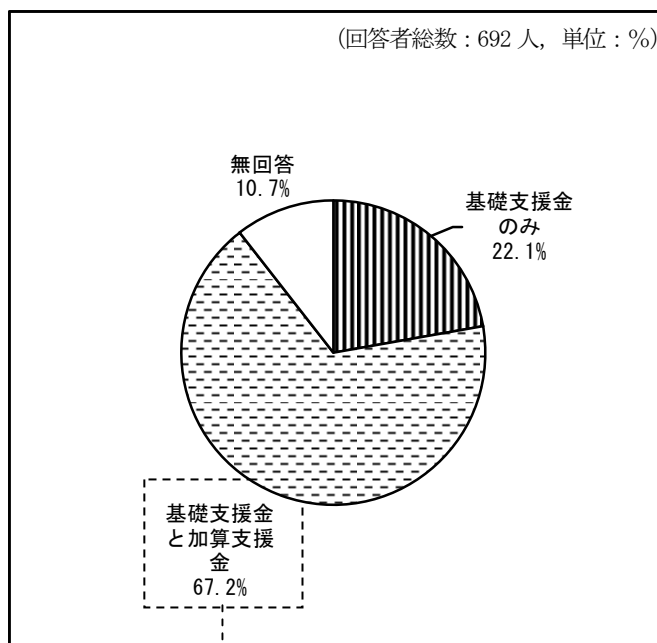
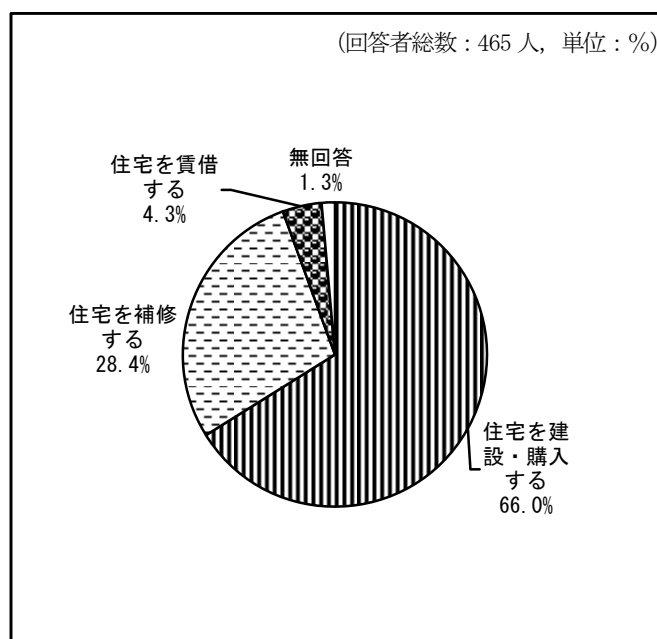


図 2-1-3② 加算支援金の内訳（問 17-①）



住宅の再建の態様等に応じて支給される加算支援金を受給した465人に、その用途の内訳をたずねたところ、「住宅を建設・購入する」が66.0%で最も多い。

次いで「住宅を補修する」が28.4%である。

表2-1-3② 加算支援金の内訳（問17-①）

単数回答	全体
回答者総数	465 (100.0)
住宅を建設・購入する	307 (66.0)
住宅を補修する	132 (28.4)
住宅を賃借する	20 (4.3)
無回答	6 (1.3)

【参考】基礎支援金は、住宅の被害程度に応じて定額が支給される支援金で、全壊が100万円、大規模半壊が50万円と決まっている。

加算支援金は、住宅の再建方法に応じて定額が支給される支援金で、住宅を建設・購入する世帯が200万円、住宅を補修する世帯が100万円、住宅を賃借する世帯が50万円（ただし、公営住宅入居者は対象外）と決まっている。

(注) 基礎支援金と加算支援金を合わせて300万円を超えない。また、世帯人数が1人の場合は各該当金額の3/4の額となる。

【住宅の被害程度別】

受給した支援金の種類を住宅の被害程度別にみると、加算支援金の受給は「全壊」が69.0%でやや多く、その内訳は「住宅を建設・購入する」が70.7%を占める。

表2-1-3③ 受給した支援金の種類（問17）

	全体	住宅の被害程度別		
		全壊	大規模半壊	半壊（解体）
回答者総数	692 (100.0)	381 (100.0)	172 (100.0)	131 (100.0)
基礎支援金のみ	153 (22.1)	75 (19.7)	46 (26.7)	29 (22.1)
基礎支援金と加算支援金	465 (67.2)	263 (69.0)	114 (66.3)	87 (66.4)
無回答	74 (10.7)	43 (11.3)	12 (7.0)	15 (11.5)

注) 住宅の被害程度「無回答」8人を除く。

▶ 表2-1-3④ 加算支援金の内訳（問17-①）

	全体	住宅の被害程度別		
		全壊	大規模半壊	半壊（解体）
回答者総数	465 (100.0)	263 (100.0)	114 (100.0)	87 (100.0)
住宅を建設・購入する	307 (66.0)	186 (70.7)	43 (37.7)	78 (89.7)
住宅を補修する	132 (28.4)	63 (24.0)	67 (58.8)	2 (2.3)
住宅を賃借する	20 (4.3)	10 (3.8)	3 (2.6)	6 (6.9)
無回答	6 (1.3)	4 (1.5)	1 (0.9)	1 (1.1)

注) 住宅の被害程度「無回答」1人を除く。

【世帯人数別】

受給した支援金の種類を世帯人数別にみると、加算支援金の受給は「1人（単身世帯）」が43.8%で特に低い。また「1人（単身世帯）」は「住宅を建設・購入する」が47.2%で低い。

表2-1-3⑤ 受給した支援金の種類（問17）

単数回答	全体	世帯人数別				
		1人（単身世帯）	2人	3人	4人	5人以上
回答者総数	692 (100.0)	121 (100.0)	237 (100.0)	123 (100.0)	77 (100.0)	129 (100.0)
基礎支援金のみ	153 (22.1)	42 (34.7)	52 (21.9)	27 (22.0)	16 (20.8)	15 (11.6)
基礎支援金と加算支援金	465 (67.2)	53 (43.8)	161 (67.9)	86 (69.9)	60 (77.9)	105 (81.4)
無回答	74 (10.7)	26 (21.5)	24 (10.1)	10 (8.1)	1 (1.3)	9 (7.0)

注) 世帯人数「無回答」5人を除く。

▶ 表2-1-3⑥ 加算支援金の内訳（問17-①）

単数回答	全体	世帯人数別				
		1人（単身世帯）	2人	3人	4人	5人以上
回答者総数	465 (100.0)	53 (100.0)	161 (100.0)	86 (100.0)	60 (100.0)	105 (100.0)
住宅を建設・購入する	307 (66.0)	25 (47.2)	102 (63.4)	60 (69.8)	44 (73.3)	76 (72.4)
住宅を補修する	132 (28.4)	20 (37.7)	48 (29.8)	24 (27.9)	12 (20.0)	28 (26.7)
住宅を賃借する	20 (4.3)	7 (13.2)	8 (5.0)	2 (2.3)	3 (5.0)	0 (0.0)
無回答	6 (1.3)	1 (1.9)	3 (1.9)	0 (0.0)	1 (1.7)	1 (1.0)

2-1-4 新制度に基づく支援金が振り込まれた時期

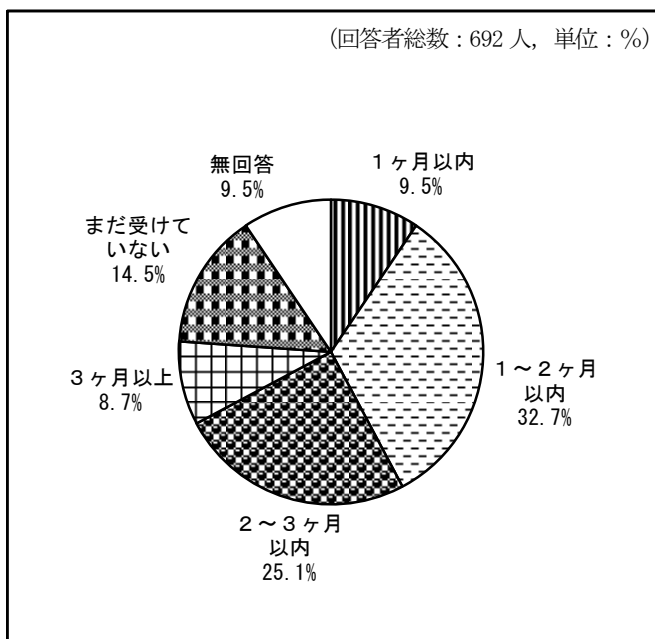
「1ヶ月以内」は9.5%。

市町村に申請手続き後、新制度に基づく支援金が振り込まれた時期については、「1～2ヶ月以内」が32.7%で最も多く、次いで「2～3ヶ月以内」が25.1%である。一方「1ヶ月以内」は9.5%である。

表2-1-4 新制度に基づく支援金が振り込まれた時期（問16）

単数回答	全体
回答者総数	692 (100.0)
1ヶ月以内	66 (9.5)
1～2ヶ月以内	226 (32.7)
2～3ヶ月以内	174 (25.1)
3ヶ月以上	60 (8.7)
まだ受けていない	100 (14.5)
無回答	66 (9.5)

図2-1-4 新制度に基づく支援金が振り込まれた時期（問16）



2-1-5 受給した支援金の使い方

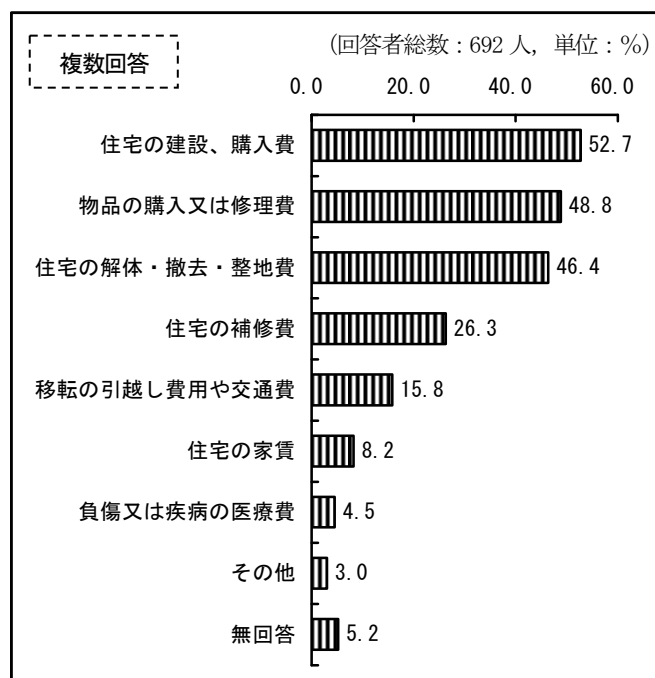
「住宅の建設、購入費」が最も高く、次いで「物品の購入又は修理費」が続く。

受給した支援金の使い方をたずねたところ、「住宅の建設、購入費」が52.7%で最も高く、次いで「物品の購入又は修理費」が48.8%、「住宅の解体・撤去・整地費」が46.4%である。

表2-1-5 受給した支援金の使い方（問18）

複数回答	全体
回答者総数	692 (100.0)
住宅の建設、購入費	365 (52.7)
物品の購入又は修理費	338 (48.8)
住宅の解体・撤去・整地費	321 (46.4)
住宅の補修費	182 (26.3)
移転の引越費用や交通費	109 (15.8)
住宅の家賃	57 (8.2)
負傷又は疾病の医療費	31 (4.5)
その他	21 (3.0)
無回答	36 (5.2)

図2-1-5 受給した支援金の使い方（問18）



（「その他」の回答）

- ・老人施設の入所、居住費
- ・農作業場の改造
- ・お寺の災害寄付金 等

第2節 新制度に対する評価について《新制度受給者のみ》

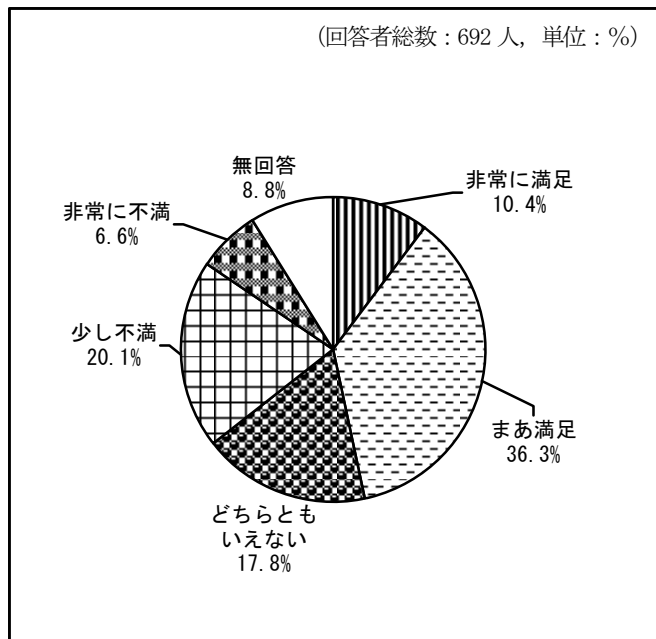
2-2-1 新制度全般の評価

“満足”が約5割。“不満”が約3割。

新法に基づく新制度全般の評価をたずねたところ、「非常に満足」が10.4%、「まあ満足」が36.3%で、合わせると“満足”が約5割を占める。

一方、「少し不満」が20.1%、「非常に不満」が6.6%で、合わせると“不満”が約3割である。

図2-2-1 新制度全般の評価（問20）



【被害程度別の評価】

住宅の被害程度別に新制度全般の評価をみると、“満足”との回答は「全壊」の世帯よりも「大規模半壊」と「半壊（解体）」の満足度が高い。

表2-2-1 新制度全般の評価（問20）

	全体	住宅の被害程度別		
		全壊	大規模半壊	半壊（解体）
回答者総数	692 (100.0)	381 (100.0)	172 (100.0)	131 (100.0)
非常に満足	72 (10.4)	33 (8.7)	22 (12.8)	17 (13.0)
まあ満足	251 (36.3)	130 (34.1)	67 (39.0)	51 (38.9)
どちらともいえない	123 (17.8)	71 (18.6)	31 (18.0)	20 (15.3)
少し不満	139 (20.1)	79 (20.7)	30 (17.4)	29 (22.1)
非常に不満	46 (6.6)	30 (7.9)	10 (5.8)	6 (4.6)
無回答	61 (8.8)	38 (10.0)	12 (7.0)	8 (6.1)

注) 住宅の被害程度「無回答」8人を除く。

2-2-2 新制度に満足とした理由

「申請の手続きが簡単だった」が最も多い。

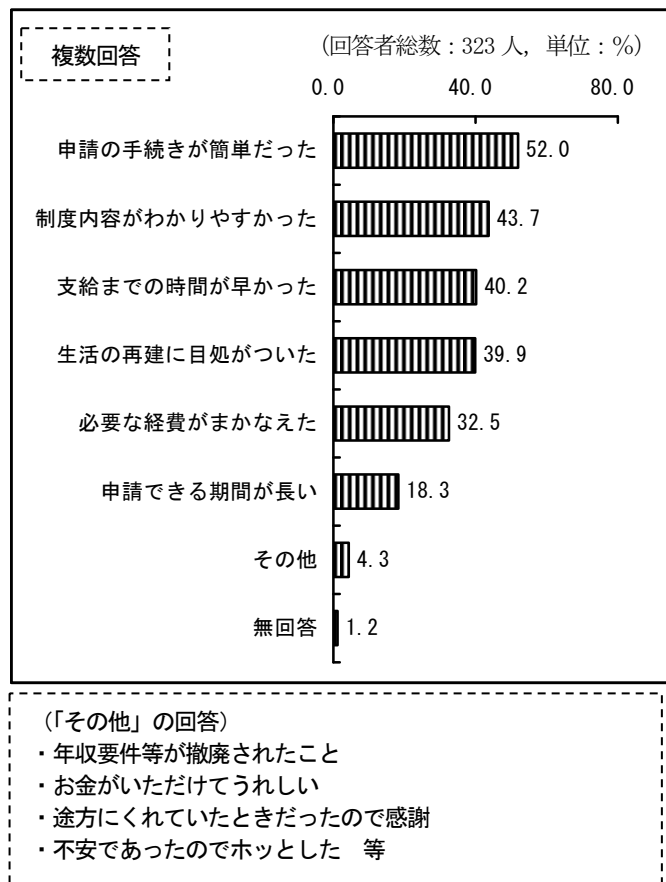
新制度に“満足”とした323人に、その理由をたずねた。

その結果「申請の手続きが簡単だった」が52.0%で最も高く、次いで「制度内容がわかりやすかった」が43.7%、「支給までの時間が早かった」が40.2%で続く。

表2-2-2 新制度に満足とした理由（問20-①）

複数回答	全体
回答者総数	323 (100.0)
申請の手続きが簡単だった	168 (52.0)
制度内容がわかりやすかった	141 (43.7)
支給までの時間が早かった	130 (40.2)
生活の再建に目処がついた	129 (39.9)
必要な経費がまかなえた	105 (32.5)
申請できる期間が長い	59 (18.3)
その他	14 (4.3)
無回答	4 (1.2)

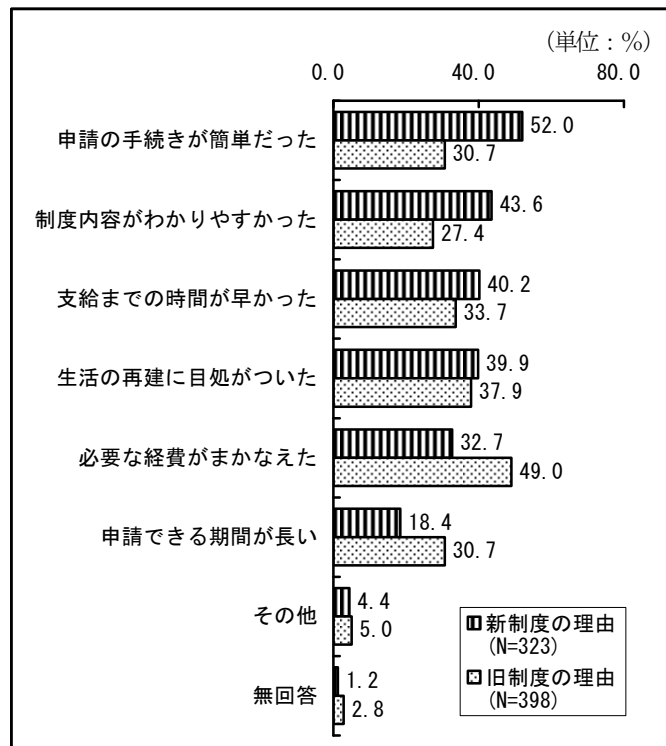
図 2-2-2① 新制度に満足とした理由（問 20-①）



【参考】満足とした理由の比較（新旧制度）

新制度と旧制度の受給者それぞれの“満足”とした理由を比較すると、新制度では「申請の手続きが簡単だった」や「制度内容がわかりやすかった」が特に多い。

図 2-2-2② 満足とした理由の比較（問 20-①、問 26-①）



2-2-3 新制度に不満とした理由

「必要な経費がまかなえない」が7割で多い。

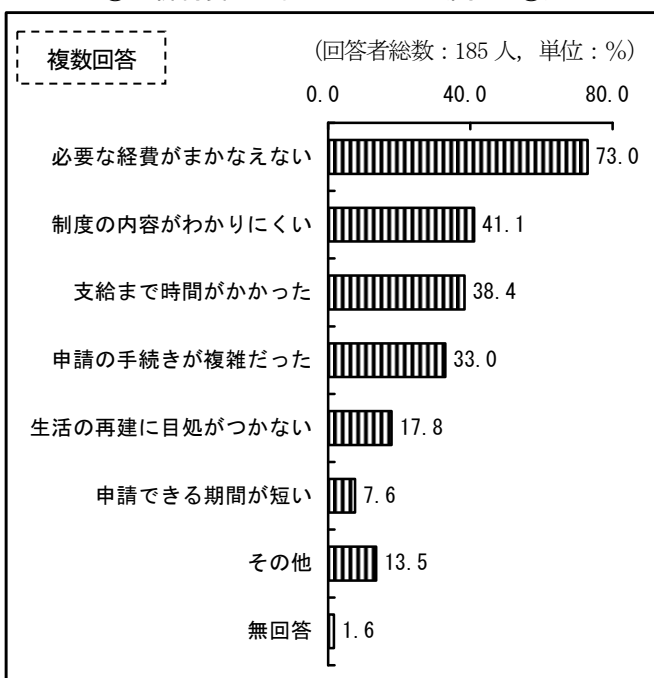
新制度に“不満”とした185人に、その理由をたずねた。

その結果「必要な経費がまかなえない」が73.0%で最も多く、次いで「制度の内容がわかりにくい」が41.1%、「支給まで時間がかかった」が38.4%で続く。

表2-2-3 新制度に不満とした理由（問20-②）

複数回答	全体
回答者総数	185 (100.0)
必要な経費がまかなえない	135 (73.0)
制度の内容がわかりにくい	76 (41.1)
支給まで時間がかかった	71 (38.4)
申請の手続きが複雑だった	61 (33.0)
生活の再建に目処がつかない	33 (17.8)
申請できる期間が短い	14 (7.6)
その他	25 (13.5)
無回答	3 (1.6)

図2-2-3① 新制度に不満とした理由（問20-②）



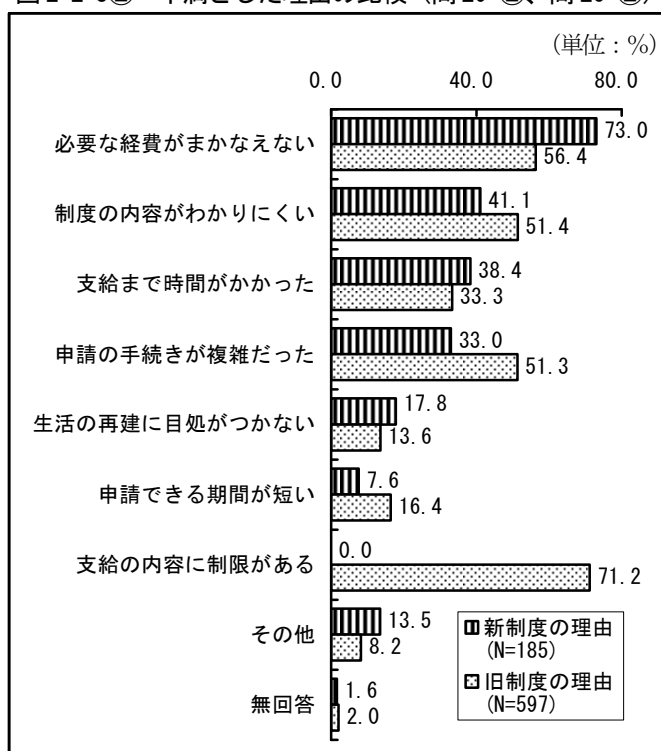
（「その他」の回答）

- ・基礎的な支援だけだった
- ・世帯人数で支給金額に差があること
- ・ひとり世帯、複数世帯で金額に差があるのはおかしい
- ・半壊以下の人がかわいそう
- ・途中で制度が変わり、先に使ってしまった 等

【参考】不満とした理由の比較（新旧制度）

新制度と旧制度の受給者それぞれの“不満”とした理由を比較すると、旧制度では「支給の内容に制限がある」が特に多く、「申請の手続きが複雑だった」も比較的多い。

図2-2-3② 不満とした理由の比較（問20-②、問26-②）



2-2-4 新制度の内容別の評価

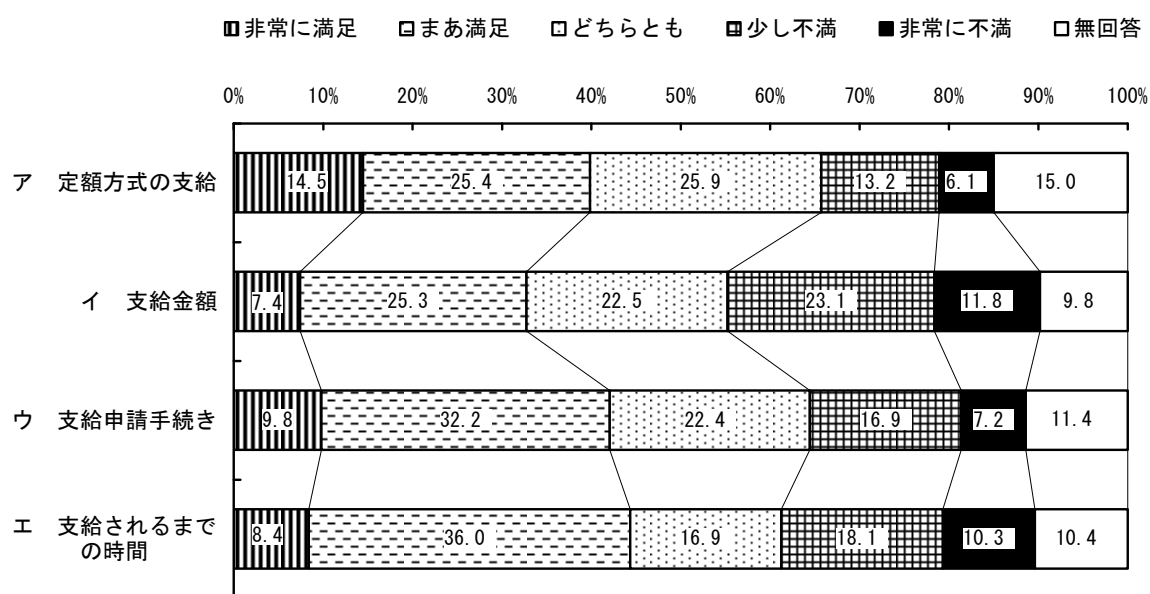
『ア 定額方式の支給』は“満足”が4割で、旧制度と比べて評価が10ポイント高い。

新制度の内容別の評価をたずねたところ、『ア 定額方式の支給』は「非常に満足」が14.5%、「まあ満足」が25.4%で、合わせると“満足”が4割である。

また、新制度に基づく『定額方式』と、旧制度に基づく対象となる物品・項目に『制限がある方式』を比較すると、新制度は“満足”が39.9%に対して、旧制度は29.9%で満足度に10.0ポイントの開きがみられた。

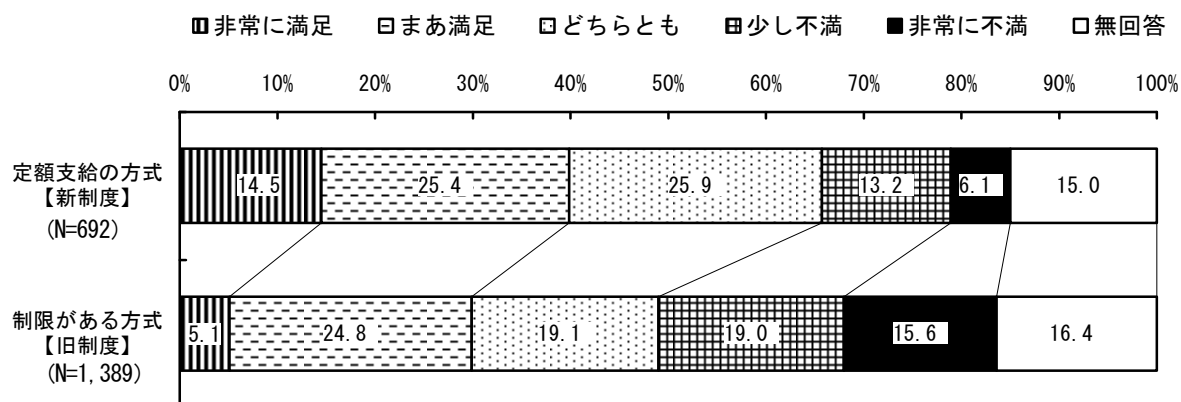
図 2-2-4① 新制度の内容別の評価（問 19）

（回答者総数：692 人）



【新制度と旧制度の支給方式の違いによる評価】

図 2-2-4② 新制度と旧制度の支給方式の違いによる評価



【自由記述】（新制度の受給者）

新制度の受給者の具体的な意見をみると、制度が改正になったことで使い勝手が良くなった、受給できるようになってうれしい、助かったとの声が多く聞かれる中で、世帯人数によって支援金が異なることの不満や、申請手続きの簡素化、支給金額の増額といった意見も多い。

（１）全壊世帯

意見の内容
○この制度は、地方の限定された一部地域での災害には対応できるだろうが、大都市で多くの被災者が発生した場合には、多くの課題が発生すると思う。
○新制度は年齢等の要件がなくなり、県外に住む者でも手続き可能となったことや年収要件が撤廃されたことは評価できるが、支給額が小額と思われる。
○とてもありがたい制度だが、全壊の場合は、いくら支給されても個人の負担は大きく、先行きが不安である。
○住宅の再建につき、１人世帯に金額の差があるのはおかしい。
○以前の制度では、収入要件のために支援が受けられなかったが、改正されたことにより支援が受けられるようになりうれしい。しかし、経費は税金からまかなわれていると思うが、大丈夫なのだろうか。
○新制度になって申請に行ったが、総額が変わらず、あまり役に立ちそうにもなかった。
○生活再建という言葉があるように、生活が再建できる仕組みであってほしい。ただ、所得枠をはずしただけなら、単数、複数世帯の枠もはずしてほしい。
○能登でこのような大地震が起きるとは思ってもいなかった。長年築いてきたものが一瞬にして崩れ去った光景に茫然自失、言葉も失せ、立っていることができなかった。住宅の再建を目指す私どもにとって、旧制度は不便と不自由を感じていたので、被災者の意を汲んだ新制度はとても優しくありがたく思っている。また、全国から寄せられた暖かなご支援と励ましに元気づけられ、がんばっている。
○支援金はもっと多い方がよいと思うが、それよりも手続きをもっと簡単にしてほしいと思う。
○被害認定調査の日程が決まった後、その調査日までに被害を大きく見せるため偽装している者も近所にいた。正直者がバカをみた。
○被災後、いろいろな申請書類がたくさんあり、我々老人は迷うことばかりである。何日までにこれ、何時までになど、申請ごとが多すぎる。どこの家が全壊で、どこの家が半壊等、すべて市が把握できているはずなので、被災者が申請しなくてもできることと思う。
○一人世帯と複数世帯で、支給の金額が異なっているのは困る。一人暮らしであっても、再建にかかる費用は同じである。仕方なく一人暮らしをしているのに、対応が冷たいのではないか。
○全壊、半壊、一部損壊で支給金に差があるので、周囲から大変ねたまれた。住宅を再建するには支給されたものだけでは足りないのに、一部損壊した人々からはもらいすぎといわれた。

(2) 大規模半壊世帯

意見の内容
○災害発生直後の行政の対応だが、質問しても言い切った回答がなく、質問するたび答えが違って戸惑った。
○年収、年齢要件を撤廃いただき、大変助かる。早く以前の生活に戻れるよう精一杯がんばりたい。
○当時、我が家は3世帯6人家族で被災し、市役所に相談に行っても収入が500万円を超えるので「自力で再建してほしい」の一言であった。制度が変わり、中越沖地震にも適用されることを知ったときには本当にありがたかった。これからも困った人のための政治をお願いしたい。
○中越地震、中越沖地震と2回にわたり地震の被害にあい、目の前が真っ暗になり、どうしてよいかわからなかった。しかし、多くの支援金をいただき、皆様が神様にみえた。これから私達でできる恩返しをしていきたいと思う。うれしかった。がんばりたい。
○まさか、私達が支援金を受けるとは思ってもみなかった。今まで支援金を受けた方々の気持ちがよくわかった。役所の対応など心に染みるものがあり、本当にありがたと思う。金額についてはいろいろ不満をいったが、心底はこの制度に感謝している。
○被害の少なかった増築部分の2部屋を残存したことで、新しい住居を建設したのだが、補修ということにされ、加算支援金が少なくなり残念だった。ただ、収入制限が撤廃されたことで、思わぬ支給を受けることができ、とてもありがたかった。
○被災者生活再建支援法の改正により、その恩恵を受けることができた。現在3分の2ほど修復したが、あとは数年かけて直せたらよいと思っている。大変助かった。
○旧制度の説明を聞いたときは理解しにくかったが、新制度の方式はわかりやすいと思った。平成19年中越沖地震で、住宅が大規模半壊になり、住むには危険なのでやむを得ず解体した。当時はこの先の生活が不安で心細かったが、被災者生活再建支援金と長岡市独自の支援制度、全国からの支援のおかげで、生活の再建に目処がついた。
○大規模半壊は全壊と同じで、修理するにも新築なみにお金がかかる。修理する場合、金額にもよるが全壊の住宅購入と同じ金額にしてもらいたい。
○非常に制度がわかりにくく、申請手続きが困難であった。自動的に支援金が振り込まれるようシステムを改善できないか。
○大規模半壊の認定を受け、新築（裏地の作業小屋を解体し跡地に）を決め、実行に移したが、本来なら全壊の支援制度を期待していたが、車庫を残したため（修繕の方が安く上がるため）新築の支援制度の対象外（補修扱い）となったことが不満である。
○突然の災害で途方にくれていたが、被災者生活再建支援制度のおかげで早速再建に向けて建築ができたことに心から喜んでいる。御礼を申し上げたい。

(3) 半壊（やむを得ず解体）

意見の内容
○震災にあって苦勞しているが、それでも支援金を受け取ることができるのは日本に住んでいるからかなと思う。欲をいえばきりが無いが、再建するための糧になれば、やはりそれは意義があることである。
○加算支援金について、住宅を建設、購入する世帯及び補修する世帯の金額が少なすぎる。もっと金額を増やしてもらわないと大変である。被災者が多すぎるので、大変と思うが、金額をあげるようにしてほしい。
○新制度により、収入に関係なく支援が受けられるようになり、自宅の新築に踏み切れた。自宅だけでなく、農業関係の作業場、及び物置、お墓すべて新築や修理が必要になり、国及び県の支援が大変ありがたかった。
○地震保険がもっと充実していれば、災害に対して安心して日々の生活ができると思う。あくまで自主再建が本望ではないかと思う。
○年寄りには手続きが難しく理解するのが大変であった。また、お金を借りようとする、年金生活者には貸してもらえず、住宅再建が非常に困難である。土地、建物を担保として、死亡時に売却して返済する方法等の制度はないか。
○一瞬のうちに、平穏な生活から恐怖と何もかもすべてを失った者のどん底の苦しみは体験した者でなければわからない。支援金やその他、一刻も早くお願いしたい。被災者は必死で生きている。
○家は住める状態でなく解体した。貯金がほとんどなく、子どもが建築中の家の完成を待って、一緒に住まわせてもらうことにしたが、その場合は加算支援金が出なかった。国と県からいただいたあわせて200万円では、解体と引越費用には足りず、子どもから足りない分を出してもらった。全壊ならいくら、半壊で解体ならいくらかと、加算をなくして金額を1つにしてほしい。